平成２３年（フ）第６１５号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―218号
債務者　山崎　昭彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１７号
大阪市西淀川区中島１丁目23番265号
債務者　川本　文洋
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９号
大阪府茨木市新郡山２丁目９番102号
債務者　二之湯晴未
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３号
大阪市住之江区御崎４丁目４番６―510号
債務者　二星　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番15号　コミュニティハウス萩50Ｃ
債務者　二星　孝志
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０号
熊本市出水６丁目28番161号
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９号
青森県八戸市大字新井田字立石沢19番地３
債務者　小野寺倫子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
福島県いわき市中央台高久３丁目35番地の12、前住所仙台市泉区松森字前田57番地の１ルミネール泉502
債務者　山口真由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３７６７号
愛知県愛西市北一色町証文212番地11
債務者　芝　　賢司
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０号
名古屋市中区大須１丁目25番14号　シャンポール大須303号
債務者　滝　富美枝
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
群馬県沼田市久屋原町229番地
債務者　武井ともえ（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
群馬県利根郡みなかみ町谷川386番地２　金盛館寮206号室
債務者　多賀たかね
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第１１３６号
さいたま市中央区新中里３丁目７番26号　ロイヤル302号室、旧住所埼玉県越谷市大字増林3099番地36
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３７号
さいたま市中央区新中里３丁目７番26号　ロイヤル302号室、旧住所埼玉県越谷市大字増林3099番地36
債務者　伊藤　俊子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７８号
埼玉県川口市青木４丁目21番２―506号
債務者　原口　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区18棟310号
債務者　長島　秀男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３１号
埼玉県川口市戸塚東３丁目13番15号　ハイツスズキ101号
債務者　濵田ちか子（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係